

# 平泉町教育委員会特定事業主行動計画

## I 総論

### 1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が家事・育児や介護をしながら安心して働ける、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた職場環境づくりを計画的かつ着実に取り組みます。

### 2 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する各種研修、情報提供等を実施します。
- (2) 仕事と子育ての両立に関する相談窓口を教育委員会事務局に設置します。
- (3) 所属長は、この計画の趣旨及び内容を十分認識し、所属職員に対してこの計画に掲げる各行動を促進するとともに、所属職員の仕事と子育ての両立が図られるよう、職場の雰囲気づくりに努めます。
- (4) 必要に応じ、進捗状況を把握し、その後の対策や計画の見直しなどについて検討を行います。

## II 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 母性保護及び母性健康管理等の各種制度の周知

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。

#### (2) 妊娠中及び出産後における配慮

所属長は、母性保護をはじめとする健康及び安全面に十分に配慮し、業務について必要に応じて分担するなどの措置を行います。

#### (3) 育児に関する各種制度の取得促進

職員は、育児に対する支援の観点から設けられている特別休暇、育児休業の制度を積極的に取得するとともに、各職場で応援体制を築きながら、特別休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。

### 2 出産休暇中及び育児休業中の職員への情報提供

産後休暇中又は育児休業中の職員の円滑な職場復帰を図るため、当該職員に各種情報及び職場情報を必要に応じて提供します。

### 3 時間外勤務への配慮

常態的な時間外勤務は、子育てをする職員の負担となることから、子育てをする職員をはじめ、その他の職員についても仕事と子育ての両立についての理解を深め、

時間外勤務の縮減を図るため、働き方改革関連法を踏まえ、職員の意識啓発を図ります。

#### 4 休暇の取得の促進

##### (1) 年次休暇の取得促進の取り組み

所属長は、子どもの出生や学校等の行事等における年次休暇の取得を促進するため、年次休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、職員個々の年次休暇取得状況を把握しながら、職場の応援体制などの勤務環境の整備に努めます。

##### (2) 特別休暇の取得促進の取り組み

子等の看護休暇や要介護者への介護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めます。

### III その他の女性職員の活躍の推進に関する事項に関する事項

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある地域社会の実現を図るため、職場において次の取り組みを推進します。

#### 1 男性職員の育児参加の促進

イクメン・イクボス宣言など男性職員の育児参画を進めるとともに、管理職員を対象とした意識改革や職場マネジメントに努めます。

#### 2 ハラスメント防止の対策

ハラスメントに関する研修を実施し、理解を深め、職員が職務遂行上の能力を十分に発揮できるよう、良好な職場環境の確保に努めます。